

## 地域を支える人材育成プラットフォームに関する包括協定書

この協定に参加する大学（以下「参加大学」という。）は、地域を支える人材育成プラットフォームを形成するため、次のとおり包括協定を取り交わす。

### （目的）

第1条 参加大学は、できる限り住み慣れた地域のよい環境で、障がい者や高齢者など全ての人が自分らしく暮らし続けることができる、持続可能な社会の実現に向けた医療・教育・福祉に携わる人材を育成する。

### （連携・協力内容）

第2条 参加大学は、次に掲げることについて連携・協力し、取組みを行う。

- （1）医療・教育・福祉が連携した課題解決型多職種連携教育の実践
- （2）各大学の特徴を生かした地域で活躍できる専門職の養成
- （3）医療・教育・福祉が連携した小中高等学校等の教育現場での知識の普及
- （4）障がい者や高齢者に優しい地域づくりのために大学・行政・産業が連携した課題解決

### （参加大学の住所及び名称）

第3条 参加大学は、次のとおりとする。

愛知県日進市岩崎町阿良池 12

愛知学院大学

愛知県刈谷市井ヶ谷町広沢 1

愛知教育大学

愛知県知多郡美浜町奥田会下前 35-6

日本福祉大学

愛知県豊明市沓掛町田楽ヶ窪 1 番地 98

藤田医科大学

### （運営協議会）

第4条 この協定に関わる連携の実施にあたり、運営協議会を設置することができるものとする。また、具体的な取り決めが必要となる場合は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

### （役割分担）

第5条 参加大学の活動の分担は、別途協議の上、覚書を締結するものとする。

2 参加大学の代表を藤田医科大学とする。

3 他の機関と連携する場合は、構成大学において協議するものとする。なお、協議の結果、当該他の機関と協定を締結するときは、第2項に定める代表大学が代表して協定等を締結するものとする。

(守秘義務等)

第6条 参加大学は、本協定に基づく連携・協力により相手方から知り得た情報について、本協定有効期間中及び有効期間終了後を問わず、決して第三者に対し、開示又は漏洩してはならない。ただし、相手方の承諾を得ている場合は、この限りではない。

(有効期間)

第7条 この協定の有効期間は、協定締結日から3年間とする。ただし、有効期間満了の3ヶ月前までに参加大学のいずれからも満了の申し入れがないときは、更に3年間更新するものとし、その後も同様とする。

(協定書に定めのない事項)

第8条 この協定に定めのない事項については、運営協議会において定めるものとする。

この協定の締結を証するため、協定書4通を作成し、代表者はその全てに、それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成31年3月25日

愛知学院大学

学長

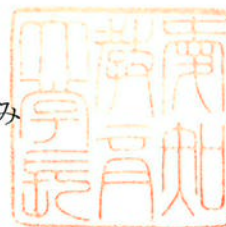
佐藤 悦成



愛知教育大学

学長

後藤 ひとみ



日本福祉大学

学長

児玉 善郎



藤田医科大学

学長

星長 清隆



(50音順)